

連合学校教育学研究科における学位論文の審査基準等について

平成18年12月4日

代議委員会了承事項

最近改正 令和5年3月15日

学位論文における審査の基準として、論文審査委員会の結果について評価の厳格化の視点から、以下の評価観点別による評価を行い、総合評価と組み合わせて総合的に可否の判定を行うとともに、学位論文申請者及び学位論文審査委員会主査は、別紙「学位論文記載事項に関するチェックリスト」の項目・細目を再確認の上、必要事項を記載し提出すること。

評価観点

- (1)【研究態度】研究テーマに関わる課題を明確化し真摯に研究に取り組み、課題を忍耐強く追求し、深化させたかどうか。
- (2)【論理性】論文構築にあたり、論理的な整合性をもった展開を行っているかどうか。
- (3)【情報探索力】先行文献・引用文献などの検索・収集を計画的に行い、研究を深める上で文献の選定、分析、批判的考察を適切に行っているかどうか。
- (4)【構想力】研究テーマに即して問題の所在や理論的背景、課題解決のための適切な方法の記述、研究の成果を導く検証・考察など研究の特性に応じた論文設計を行っているかどうか。
- (5)【オリジナリティ】研究の成果が専門分野や教育実践学に関わる視点から学的な貢献につながるものであるかどうか。

総合評価

論文審査委員会での審議経過、論文公聴会における発表、質疑応答の内容及び状況等を総合的に評価する。

学位論文記載事項に関するチェックリスト

学位論文申請者及び学位論文審査委員会主査は、必ず、各項目・細目を確認しチェックする。
また、学位論文申請者は、チェック日、学位が授与される年（予定／西暦）、学位論文題目、所属大学・所属連合講座（課程博士申請時のみ）、氏名を記載し、学位論文審査委員会主査は、チェック日、所属大学・所属連合講座、氏名を記載する。